

第二百六十五号議案

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和七年十二月二日

提出者 東京都知事 小池百合子

東京都都市整備局関係手数料条例の一部を改正する条例

東京都都市整備局関係手数料条例（平成十二年東京都条例第七十七号）の一部を次のように改正する。

別表一の部第七の款四十五の項中「第一百三十七条の十二第六項」を「第一百三十七条の十二第十一項」に改め、同款四十六の項中「第一百三十七条の十二第七項」を「第一百三十七条の十二第十二項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

建築基準法施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百十号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。